

**（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準）**

**第 3 1 条** 法第 9 条の 4 の規定に基づき危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること。
- (4) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。
- (5) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。
- (6) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。

**【解釈及び運用】**

本条は、指定数量未満の全ての危険物について当該危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合における一般的な遵守事項について規定したものである。

したがって、一般の家庭で使用する灯油、塗料、スプレー缶等の微量の危険物についても本条の規制を受けるものである。

1 第 1 号

「**みだりに火気を使用しない**」とは、火気を使用する場合は、安全な場所を指定し、危険物の性質及び作業工程等を考慮して、適切に管理された状態で火気を使用しなければならない。

2 第 2 号

「**不必要な物件**」とは、当該場所の作業工程において、必要でない物件をいうものであり、可燃物に限るものではないが、その具体的適用に当たっては、危険物の性質、数量及び危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の構造等の実態に応じ、火災予防の見地から判断すること。例えば、原料や製品を置くための台、作業するための机等は、必要なものであり、整理されていれば差し支えないが、原料を取り出したあとの空箱等不必要なものは速やかに整理する必要がある。

3 第 3 号

「**必要な措置**」とは、貯蔵及び取扱いの形態に応じ、容器の密栓、油槽のふた、バルブ等の閉鎖、小分けする際の受け皿の設置等及びこれらの適正な管理等をいうものである。

4 第 4 号

危険物を「**容器**」において貯蔵し、又は取り扱う場合、危険物の品名及び危険等級（危

規則第 39 条の 2 に規定する危険物の等級をいう。以下同じ。) に応じ、危規則別表第 3 (固体用のもの) 又は第 3 条の 2 (液体用のもの) に規定する運搬容器又はこれと同等以上の強度等を有するものでなければならない。

## 5 第 5 号

「**みだりに**」とは、必要以上にという意味であり、また、「**粗暴な行為**」については、貯蔵及び取扱いの状況に応じ、具体的な行為ごとに常識的にみて、火災予防上安全が期待できない行為である場合をいう。

特に、第 1 類の危険物及び第 5 類の危険物にあつては衝撃を加えないこと、第 4 類の危険物にあつては転倒させないこと、また、紙袋、ガラス等破損しやすい容器にあつては、特に粗暴な行為を禁止すること等について十分な指導をすること。

## 6 第 6 号

「**必要な措置**」とは、容器の大きさ、形状、危険物の性質等に応じ、次に掲げる措置をいうものであること。

(1) 戸棚によって貯蔵する場合は、次によること。

ア 扉は原則として、引違いのものとする。

イ 棚は、奥行きが深いものを用いること。

ウ 戸棚は、壁、床等に固定すること。

(2) 扉のない棚によって貯蔵する場合は、(1)イ及びウによるほか、次によること。

ア 棚には、落下防止のための金属、木材等の柵を設けること。この場合の柵は、できるだけたるみのないパイプ、針金、木摺等を用いること。

イ 柵の高さは、容器の大きさ、形状等を考慮し、落下しないと認められる高さとする。

(3) 危険性の高い危険物は、次のようなすべり止めの措置を講じること。(図 3 1 - 1 参照)

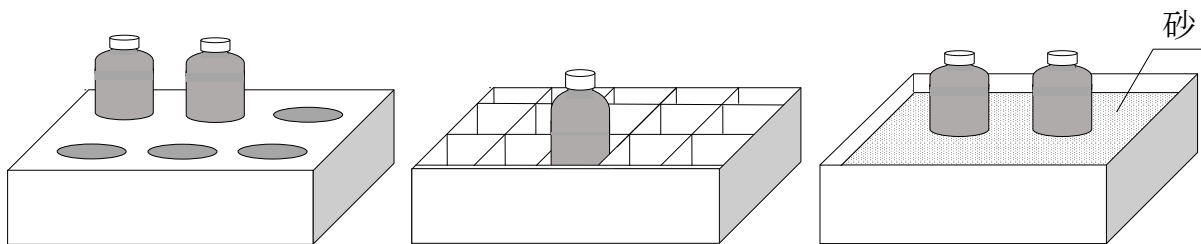


図 3 1 - 1 容器の滑り止めの例

(4) 原則として、接触又は混合により発火するおそれのある危険物又は物品を同一の棚等で貯蔵しないこと。

ただし、接触又は混合を生じない距離等があると認められる場合は、この限りでない。

(5) 他の物体が落下するおそれのある場所に容器を置かないこと。